

平成 30 年度 第 3 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 30 年 11 月 16 日（金） 午後 7 時 00 分～8 時 40 分
2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室

3. 出席者(9名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

石川 宏 稲尾 公貴 櫛田 正昭 櫻井 英一 林 香江
福原 紀彦 星野 新一 真先 薫 吉川 信將
(欠席 鈴木 和子)

(2) 事務局

高橋経営室長、石濱経営室副参事（経営担当）、事務局職員

4. 議 題

- (1) 配布資料の説明について
- (2) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）
- (3) 答申へ向けての意見集約

(1) 配布資料の説明について

会 長

本日は、鈴木委員がご欠席で、星野委員は少し遅れてご参加いただけるとの連絡を聞いております。定足数に達しておりますので、開催いたします。初めに、前回要望した資料について、事務局から説明願います。

石濱副参事

資料を 2 点お配りしております。1 点目が前回の会議録の案でございます。修正、誤り等あれば次回までに事務局までご連絡をいただければと思います。

もう 1 点、東京都人事委員会の平成 30 年人事委員会勧告等の概要でございます。前回の審議会で東京都人事委員会の勧告がわかるものということで、お配りをしたものでございます。勧告内容は、初任給を除き給与改定を行わない、特別給の年間支給月数を 0.10 月分引き上げるという内容になっております。

(2) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

会 長

それでは、議員報酬及び区長等の給料の適否につきまして、審議を深めたいと思います。前回、区議会事務局の次長及び教育委員会事務局の子ども教育経営担当から、区議会議員及び教育長の職務等についてお聞きし、意見交換を行いました。区長、副区長につきましては、職務・職責について事務局よりご説明をいただきました。本日は集中的に審議を進めたいと

思います。

審議会は例年4回で完結をしておりますので、次回は答申に向けて文案の精査をしたいと存じますので、本日、委員各位の意見集約ができればと思います。

それでは、区議会議員の報酬に関してご意見をいただければというふうに思います。これまで、人事委員会の勧告その他につきましては、特別職がその管理職であるということ配慮していました。議員につきましても、区民の代表ということで、区民感情等を踏まえた上で、昨今の経済情勢等を踏まえて判断しているところです。23区比較におきましてもかなり低位にある中で、精力的にご活躍いただいているという評価もございました。今年の特別区人事委員会の勧告は、大変異例な状況でした。どの区も、勧告そのものについては異例であったという認識を持ち、また特別区長会におきましても話題に上っていて、いつもよりも組合がこの結果に向けて大変活発な議論をされているということも見聞きしております。従来は、公民較差を参考にしてきたわけでありましたが、今回は大幅なマイナスだったということも含めまして、勧告で示された数字、公民較差の調査の数字というものについて、例年どおり扱うことについても、いろいろなお考えが出てくるのではないかとこのように思います。

石川委員

一般職がこの率で引き下げになった場合、給与体系は一般職と特別職とでは違うと言っても、やはり区民に理解、納得いただく結論でないといけないと思います。特別職だけは据置き、あるいは下げるとしても、この率ではない率を採用するとした場合に、区民に理解、納得いただく理由が必要だと思います。

例えば、区として多くの区民に納得いただく業績があるとか、特別の功績があるとか、何か下げなくてもいい理由をつけなければいけないと思います。一般職が公民較差の△2.46%で下がるのであれば、今回は、全てこの率で下げるという結論にせざるを得ないのかなと思っています。

櫛田委員

一般職員の給与そのものは下がらないのではないのですか。

石濱副参事

条例上は遡及しないで、公布の日から施行するという形になります。実際には、公布日以降の給料表が、今年度の給料表になりますので、4月1日に遡って調整をするという形で、職員が差額を返すことになります。

稲田委員

この公民較差の△2.46%がここにおける1つの数字だと思います。据置きか、公民較差分下げるかということになってくるだろうなと思います。

吉川委員

今年は、副区長や教育長の不在期間が長いので、区民感情から言っても、良くやったとは言にくいですね。成果があれば、公民較差を考えても給料を上げることもあるのだが、それもないので、上げるというのではないと思います。

星野委員

前教育長がいきなり辞められて、私の周りも戸惑ってました。今も空席のままになっています。

会 長

一般職員の給与月額の上昇があった時でも、常勤監査については、設けられたときに比較的高目に設定をしたこともあったので、他区との比較やその他を見て据え置いている状況です。昨年、一般職の勤勉手当が0.1月引き上げたときは、特別職等はどう反映していますか。

事務局

一般職員と同じ幅で引き上げています。

石川委員

期末手当については、何も答申で言わなければ、大体一般職員と同じ幅となっていたので、昨年度は、常勤監査だけ意見をつけるという形にした。引き下げるパーセンテージが低いときは、議員は他区との比較で最下位のところだったので、据置きにした年もあったと思います。今年は、23区の比較だけで、引き下げなくていいとするのは、ちょっと弱いのかなという気がします。

会 長

あくまで公民較差というのは1つの指標にしていたにすぎないのですけれども、勧告の公民較差を客観的資料として注目をしてきました。

石川委員

常勤監査委員の給料の額は、まだ高いわけですから、やはり同じ幅で下げるということになるのではないかと思います。

櫛田委員

公民較差にかわる何か納得性のある指標があればいいのですが、なかなか思いつかないです。同じ仕事をして、物価もそんなに下がっているわけではないのに、なぜ給料が下がるのか。一般職員が下がったのだから当然ではないかという1つのストーリーですね。今までは、公民較差リンクですから、それを変えるのは相当な理屈が必要となります。

会 長

区民感情を尊重するために、公民較差に合わせて、それを基本にして改定の幅を考慮していました。区長、副区長及び教育長を下げる理由としては、一般職の特別管理職的立場にあるので痛みを一緒にしてあげてくださいという、常勤監査委員は、そもそも高かったからこの機会になんとかするということがあります。

吉川委員

特別職が不在の為に、議員が議会運営に当たり苦勞をされたとか、あるいは議長が代わりに式典に出席するなど、今まで無かったような仕事に出席したということはありませんか。

高橋室長

ないです。

石川委員

やはり据え置く理由が、去年と同じことをやったというだけでは明らかに弱いと思うのです。吉川委員も言われたように、何かプラスの要素があれば別として、そうでない限りは据え置く理由としては根拠が弱い。23区の低位に位置している程度しか書けないと思うので、それではちょっと弱いと思うのです。

会 長

東京都や国の勧告は下げていない。特別区人事委員会の勧告について、前回説明していただいたのだけれども、何でそんな数値が出てくるのかわかりません。どうも数字のマジックというか、その数字に依拠していいのかという疑問はあります。勧告どおりに実施されれば一般職の給与は下がることは確かなのですか。

石濱副参事

勧告どおりに実施すれば、給与は下がります。

林委員

区長や副区長など長に当たる人は下げてもいいかなと、ただ、議員については、世の中は基本上がっていると思うので据え置きでもいいのかなと思います。

会 長

区長、副区長及び教育長の給与月額につきましては、これは特別職ということで一般職の痛みを反映することやむなしという方向で答申案をまとめる。次に、常勤監査委員の給与月月につきましても、もともと高めに設定していて、これまでも他が引き上げる中据え置かせてきましたが、今回は引き下げるということでいいですか。

石川委員

区長、副区長、教育長、常勤監査委員は同じ比率で下げる。議員は、林委員の言われたことが一般の区民感情であれば、下げなくてもいいような気がします。

真先委員

区民から見て、区長、副区長あるいは議長、議員にしても、同じ税金からもらっている。下げるのであれば、区長から議員まで、一律に下げたほうが区民としては納得しやすいのではないのかなと思います。納得しやすいから良い悪いではなくて、やはり納得してもらう必要があるのではないのかなと思います。

吉川委員

気がかりなのは、議員の魅力が無くなってしまうと困ります。仕事が忙しいけれども給料が安いしというので、議員のなり手がなくなってしまうのは、良くないと思います。

櫛田委員

下げるのであれば一緒に妥当なのではないかと個人的には思います。議員だけ残して、そのままというのは、いろいろな批判が出てくるのではないかと。勧告がこうなってしまった以上、他の指標を使わない限りはちょっと難しいのです。

吉川委員

今、こういうマイナスの勧告になっているのは、23区だけなのでしょう。

石濱副参事

国、東京都、政令指定都市の幾つかで勧告が出ていますが、引上げ又は据置きなど同じような内容となっています。2%を超えるマイナス勧告は23区だけとなっています。

会 長

今度の勧告をどう捉えるかということです。これだけ職務に精励している一般職の給与月額が下がるという事態に対して、特別職や議員職についても区民感情を参酌して、それを受ける立場にあるのではないかと、判断するなら判断したということだと思います。

ただ、一般職のほうの痛みが和らぐ形で特別手当が配慮されるのであれば、そこも配慮し

て条例案を作ってもらってもいい。

異例のことだが、特別区人事委員会が勧告を修正するということはあるのですか。

石濱副参事

勧告を修正するということはないです。一般職員の給与については、これから労使交渉をして決めていく形になります。通例ですと勧告を尊重して労使交渉が決着することになっていたけれども、今年については、どうなっていくのかは、まだ予断を許さない状況です。

石川委員

労使交渉の結果で引下げをしなければ、公民較差分の引下げをしなくてもいいと思います。

(3) 答申へ向けての意見集約

会 長

これまでの議論で、区長、副区長の給与月額については、公民較差の是正が一般職について断行されているので同じ形で致し方ないのではないのでしょうか。教育長についても同じと言えるし、この審議の間を通じて常に不在であるという異例の事態もあった。また、常勤監査委員については、これまで別に扱ってきましたが、今回は同様の引き下げというのが妥当であろうということになってきました。最後に区議会議員の報酬月額につきましては、議員の役割その他を踏まえて、据え置いてもいいのではないかという意見と、区民感情や民間との比較ということで、議員は区民の代表であるということからすると、公民較差に従ってもらわざるを得ないであろうとの意見がありました。

それぞれ人事委員会の勧告の公民較差の是正分をベースに、結果として同じような引き下げをせざるを得ないにしても、その議論の持っていく方はかなり温度差があったように思います。

今日は、答申案の方向についてご意見をいただきましたので、次回審議会に向けて、事務局と私でたたき台を作成し、事前に答申案を送付いたします。

次回の審議会までの1か月で事情変更もあり得るため、事務局には情報収集していただいて、最終答申案のときに付言するか修正するということがあり得るかもしれません。

今回は、12月19日水曜日の午後7時になります。鈴木委員ご欠席と伺っておりますが、他の委員におかれましても、もしご欠席の場合には、たたき台に対するご意見を事務局にいただければと思います。